

お客様各位

休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、これらの預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律にもとづく異動事由として取扱います。

○休眠預金等活用法に係る異動事由

1. 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
3. 預金者および相続人等その他のこの預金にかかる債権を有する者（以下、「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象になっている場合に限りします。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳、もしくは繰越があったこと（当行が把握できる営業日以降とします。また、記帳する取引がない場合を除きます。納税準備預金および通知預金については店頭での記帳に限りします。）
5. 預金者等からの申し出にもとづく取引店の変更があったこと
6. 総合口座取引規定にもとづく「普通預金」「定期預金」「貯蓄預金」のいずれかの預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

○本異動事由の変更

本異動事由を変更する時は、変更の内容および取扱いの期日を当行ウェブサイトに掲示し、その期日の到来とともに変更内容が発効するものとします。

○本異動事由の適用範囲

本異動事由が適用される預金の種類は以下のとおりです。

<当座預金>

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

<普通預金>

普通預金取引規定

<貯蓄預金>

貯蓄預金取引規定

<納税準備預金>

納税準備預金規定

< 期日指定定期預金 >

期日指定定期預金取引規定

< 大口定期預金 > (自由金利型定期預金)

自由金利型定期預金取引規定 (大口定期預金)

< スーパー定期預金 > (自由金利型定期預金M型)

自由金利型定期預金 (M型) 取引規定 (スーパー定期)

< 変動金利型定期預金 >

変動金利定期預金取引規定

< 自由引出型定期預金 >

自由引出型定期預金取引規定 (スーパーアルファ)

< 元金分割受取型定期預金取引規定 >

元金分割受取型定期預金取引規定 (ふたつのひきだし)

< 積立定期預金 >

積立定期預金取引規定集総合口座取引規定

< 積立定期預金「アルファレディ」 >

積立定期預金「α R e a d y」のお取引規定

< 通知預金 >

通知預金規定

< 総合口座 >

総合口座取引規定

以 上

2020 年 4 月 1 日

< 本件に関するお問い合わせ先 >

ダイレクトサービスセンター

0 1 2 0 - 8 7 8 9 - 5 6

月～金 9 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0

(祝日および12月31日～1月3日は除きます)